

○大熊町ふるさと帰還・移住支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第17号

(趣旨)

第1条 町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故により避難先住宅等に入居する者又は新規転入者が、町内の自宅等へ移転した場合に要した費用に対し、大熊町補助金等の交付等に関する規則(平成20年大熊町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で大熊町ふるさと帰還・移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応急仮設住宅等 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、福島県又は福島県から事務の委任を受けた市町村若しくは応援要請を受けた他の都道府県が、応急仮設住宅として供与する建設型応急仮設住宅、借り上げ型応急仮設住宅(雇用促進住宅及びUR賃貸住宅を含む。)、公営住宅、公務員宿舍等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅をいう。
- (2) 避難先住宅等 応急仮設住宅等及び町外に建設し、購入し、又は賃借していた住宅をいう。
- (3) 新規転入者 移住等により町外から大熊町へ住民票の異動を伴い転入し、引き続き1年以上継続して居住している者をいう。
- (4) 自宅等 平成23年3月11日時点において現に居住していた町内の住宅、町内への移転に伴い新たに町内に建設し、購入し、又は賃借する住宅、災害公営住宅その他の公営住宅等をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成23年3月11日時点において大熊町に住民票を有し、かつ、福島県内外の避難先

住宅等から、町内の自宅等への移転が完了した世帯の代表者

(2) 新規転入者世帯の代表者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに世帯の代表者又は世帯員が該当した場合は、当該世帯の代表者を補助対象者から除くこととする。

(1) この事業又は他事業により移転費の補助を受けた世帯

(2) 応急仮設住宅等について不適正な入居が認められる世帯

(3) 町税等の滞納がある世帯

(補助金の額)

第4条 町が交付する補助金の額は、別表に定める額とする。

(応急仮設住宅等の退去等の確認)

第5条 補助金交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)のうち、応急仮設住宅等から移転する者は、仮設住宅等使用終了届等を町長又は当該応急仮設住宅を供与している自治体に提出し、退去の確認を行わなければならない。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第4条の規定に基づき、申請者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に該当する世帯

ア 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(様式第1号)

イ 自宅等移転後の公共料金の領収書の写しを添付した公共料金の領収書貼付用紙
(様式第2号)

ウ 避難等の経過申告書(様式第3号)(自宅等への移転前に応急仮設住宅等の入居期間があった補助金申請者に限る。)

エ その他町長が必要と認める書類

(2) 第3条第1項第2号に該当する世帯

ア 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(様式第1号の2)

イ 住民票謄本

ウ その他町長が必要と認める書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 第3条第1項第1号に該当する者は、自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等1

戸に対し1回とするが、世帯員が世帯の代表者と避難先住宅を別に行っている場合は、世帯の代表者と分けて申請を行うことができる。ただし、近接する避難先住宅等に明らかに同一世帯と認められる世帯員が居住している場合は、世帯員全員の避難先住宅等を1戸として扱うこととする。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金交付の可否及び交付金額を決定し、大熊町ふるさと帰還・移住支援事業補助金交付決定(不決定)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助金の交付決定を受けた者に対して大熊町ふるさと帰還・移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月10日から施行し、平成30年4月24日から適用する。

附 則(令和2年3月31日告示第16号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月1日告示第44号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日告示第12号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月21日告示第30号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

避難先住宅等又は移住前住宅の 所在地	補助金の額 ※括弧内は単身世帯の額
県外	200,000円(150,000円)
県内	150,000円(100,000円)

備考 避難先住宅等の所在地とは、自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等の所在地をいう。また、世帯員の数、自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等から自宅等への移転が完了した人数とする。

年 月 日

申請者
氏名
被災時住所 大熊町
電話番号

自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書

下記のとおり、避難先住宅等から自宅等への移転が完了しましたので、報告いたします。

また、大熊町ふるさと帰還支援事業補助金の交付を受けたいので、同意事項に同意の上、同要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

[illegible]

【避難先住宅等の種別】
①建設型仮設住宅 ②民間借上げ住宅 ③都道府県営住宅 ④市町村・区営住宅 ⑤国家公務員宿舎
⑥地方公務員宿舎 ⑦教職員公舎 ⑧雇用促進住宅 ⑨UR賃貸住宅 ⑩持家 ⑪賃貸 ⑫その他

確認事項 〔該当する箇所に○を記入〕	直近の移転前住所が応急仮設住宅等であった。 又は過去に応急仮設住宅等に2年を超えて入居していた。 ※応急仮設住宅等とは、建設型応急仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅 UR 賃貸住宅を含む）・公営住宅、公務員宿舎等のみなし仮設住宅、又は災害救助法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅等をいう。	はい いいえ
同意事項 （○を記入）	① 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を返還することについて同意する。 ② 補助対象者該当の有無、確認事項、申請書類の内容等について、関係機関に照会をかけることについて同意する。	

【補助金入金口座】

金融機関（銀行等）名	
支店名	本 店 ・ （ ）支店
預金種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
（フリガナ） 預金者名義	

※補助金申請者と同一名義の口座とすること。

（添付書類）

- 1 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- 2 その他町長が必要と認める書類（追加で資料を求める場合があります）

年 月 日

申請者
氏名
住所 大熊町
電話番号

自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書

下記のとおり、大熊町への移住が完了しましたので、報告いたします。

また、大熊町ふるさと帰還・移住支援事業補助金の交付を受けたいので、同意事項に同意の上、同要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 移住前住所 ※移住する直前の所在地を記入してください。	所在地	
2 入居者氏名 生年月日 ※移住した入居者名	T・S H・R . .	T・S H・R . .
3 移住先種別 ※該当する住宅種別の□に✓を記入	種 別	☐ 新たに建築、購入した住宅 ☐ 社員宿舎・寮 ☐ 民間賃貸住宅 ☐ 再生賃貸住宅 ☐ その他（ ）
4 大熊町への転入日	年	月 日
5 補助金の交付申請額	円	

確認事項 〔該当する箇所に○を記入〕	大熊町へ移住して1年を経過した。 現在も継続して居住している。	はい いいえ
同意事項 (○を記入)	① 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を返還することについて同意する。 ② 補助対象者該当の有無、確認事項、申請書類の内容等について、関係機関に照会をかけることについて同意する。	

【補助金入金口座】

金融機関（銀行等）名	
支店名	本 店 ・ （ ）支店
預金種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
（フリガナ） 預金者名義	

※補助金申請者と同一名義の口座とすること。

（添付書類）

- 1 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- 2 住民票謄本
- 3 その他町長が必要と認める書類（追加で資料を求める場合があります）

様式第2号（第6条関係）

公共料金の領収書等貼付用紙

- 1 契約者名、使用場所及び使用年月が確認できる「電気ご使用量のお知らせ」のコピー（自宅等移転後のもの）をこの欄に貼り付けてください。
- 2 ガス、水道料金等他の公共料金の領収書や検針票を貼付する場合、契約者名、使用場所及び使用年月が記載されていない場合がありますので、必ず全ての項目が記載されているものを貼付してください。

※ 上記公共料金の領収証等の契約者が、当該補助金の申請者又は避難先住宅等の同居者のどちらでもない場合、別紙の「同居等証明書」にて公共料金等契約者が証明をしてください。

※ この様式は、公共料金の領収書等の契約書が、当該補助金の申請者又は避難先住宅等の同居者のどちらでもない場合のみ、記入してください。

様式第2号（別紙）

年 月 日

同居等証明書

下記の当該補助金申請者は、 年 月 日から、私が公共料金等を契約する住居に居住していることを証明します。

公共料金等契約者氏名： _____ 印

住 所：大熊町 _____

記

- 1 補助金申請者氏名
(_____)
- 2 補助金申請者との関係
(_____)
- 3 補助金申請者の居住形態
☐ 同居
☐ 下宿
☐ 賃貸借契約等による入居
☐ その他 (_____)
(注) 該当する居住形態の□に✓を記入すること。

(添付書類)

公共料金等契約者の印鑑証明書。ただし、印鑑証明書の住所と上記の現住所が異なる場合は、現住所が確認できる書類を併せて添付してください。(運転免許証、健康保険証、住民票等の写し等、公的機関により発行された証明書)

様式第3号(第6条関係)

避難等の経過申告書

年 月 日

氏名



自宅等への移転前における避難等の経過について下記のとおり申告します。

記

応急仮設住宅等の入居期間（住替えしている場合は、全ての避難先を記入）

1. 避難先住所

該当する箇所☑を入れて下さい

避難先住所	県	☐ 建設型仮設住宅 ☐ 借上げ住宅 ☐ ※みなし仮設住宅 ☐ その他
入居期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

2. 避難先住所

該当する箇所☑を入れて下さい

避難先住所	県	☐ 建設型仮設住宅 ☐ 借上げ住宅 ☐ ※みなし仮設住宅 ☐ その他
入居期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

3. 避難先住所

該当する箇所☑を入れて下さい

避難先住所	県	☐ 建設型仮設住宅 ☐ 借上げ住宅 ☐ ※みなし仮設住宅 ☐ その他
入居期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

※みなし仮設住宅とは、災害救助法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅、公務員宿舍等をいいます。

※入居期間の年月日が古い順に記入してください。

様式第4号 (第7条関係)

大熊町総指令第 号

住所

氏 名 様

大熊町ふるさと帰還支援事業補助金交付決定（不決定）通知書

年 月 日付で交付申請のあった大熊町ふるさと帰還支援事業補助金については、大熊町ふるさと帰還支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定（不決定）したので通知します。

年 月 日

大熊町長

記

決定金額 円

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

住 所

氏 名 様
(又は名称)

大 熊 町 長

大熊町ふるさと帰還支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付大熊町総指令第 号で交付決定した大熊町ふるさと帰還支援事業補助金について、大熊町ふるさと帰還支援事業補助金要綱第 8 条の規定により下記のとおり取消したので通知します。

記

1 取消金額 円

2 取消理由

様式第1号(第6条関係)

様式第1号の2(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)